

ウリドキ株式会社
定款

2014年12月 1日 設 立

2025年12月 1日 最終改定

定 款

第1章 総 則

第1条（商 号）

当会社は、ウリドキ株式会社と称する。

②英文では、uridoki Inc.と表示する。

第2条（目 的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットによる各種サービスの企画、制作及び運営
2. インターネットによる通信販売、広告及び宣伝業
3. 各種商品（新品、新古品、古物品含む）の輸出入、売買、仲介、リース及びレンタル
4. 古物営業法に基づく古物商
5. 酒類の輸出入、卸売、小売及び通信販売業
6. 前各号に附帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

第4条（公告の方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。

②やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第5条（機 関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、1, 6 4 8万株とする。

第7条（基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録さ

れている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第8条（自己株式の取得）

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第9条（単元株式数）

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

第10条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1） 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2） 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- （3） 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第12条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第13条（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、社長が招集する。ただし、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序により、他の取締役が招集する。

②株主総会においては、社長が議長となる。ただし、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序により他の取締役が議長となる。

第15条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付 請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を行使することができる株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合は、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（取締役の員数）

当会社の取締役は、8名以内とする。

第19条（取締役の選任方法）

当会社の取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

②取締役の選任については、累積投票によらない。

第20条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって社長1名を選定し、必要に応じて副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

③社長は、当会社の業務を統轄し、副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行にあたる。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会は社長が招集し、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

②取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

第24条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第25条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第26条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

第27条（取締役の責任免除等）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令に定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第28条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役及び監査役会

第29条（監査役の員数）

当会社の監査役は、4名以内とする。

第30条（監査役の選任方法）

当会社の監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第31条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第32条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤監査役を選定する。

第33条（監査役会の招集通知）

監査役会は、会日の3日前までに各監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこ

れを短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。

第34条（監査役会の決議）

監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

第35条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。

第36条（監査役の責任免除等）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令に定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第37条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会 計 監 査 人

第38条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第39条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第40条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第41条（会計監査人の責任免除）

当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第7章 計 算

第42条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とする。

第43条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第44条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。

②当会社の中間配当の基準日は、毎年5月31日とする。

③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第45条（剰余金の配当の除斥期間）

剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

②未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

第7章 附 則

附則第1条（法令の適用）

この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。

以上は、現行のウリドキ株式会社の定款に相違ない。

東京都新宿区新宿一丁目6番3号

ウリドキ株式会社

代表取締役 木暮 康雄